

平成25年度 広域科学教科教育学研究 研究成果報告書

研究課題名

我が国の運動部集団に見られる暴力的行為に関する研究

研究代表者 鈴木 秀人（東京学芸大学健康・スポーツ系教育講座）

鈴木 聡（東京学芸大学体育科教育学分野）

坂本 拓弥（東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科）

序 章 研究の動機および研究の目的

鈴木 秀人（東京学芸大学健康・スポーツ系教育講座）

1. 研究の動機

顧問教師の繰り返される体罰を苦しめた高校バスケットボール部所属生徒の自殺や柔道女子日本代表選手らによる指導者の体罰の告発を契機として、次々と明るみに出された我が国の運動部に見られる指導者の暴力的行為の存在は、現在、大きな社会問題にまでなっている。

この問題については、運動部の指導において体罰を振るうべきではないと強調するような対処療法的取り組みに止まることなく、そもそも、なぜ運動部という集団にはこのような暴力的行為が生じるのかについて研究的な考察を行い、そこから得られる知見に基づく問題解決に向けた根本的な取り組みが求められるはずである。

かかる行為が我が国の運動部に存在する理由としては、第2次世界大戦前の軍事教練に代表される軍国主義的教育にその発生を求める説や、戦後に軍隊経験者が学窓に復学した際に軍隊の行動様式を持ち込んだとする説があるが、両者とも、ミリタリズムとの関連からその起源を説明しようとしている点に共通性が見られる。しかし、これらの説は実証的に確かめられているとは必ずしも言えないのである。

また、仮に運動部に見られるかかる行為の起源がミリタリズムにあったとしても、それとは関係性を持たなくなった戦後の学校教育の中にミリタリズム起源の暴力的行為が存続し続け、かつ現在もなお行われ続けている理由の説明が、この観点だけで済まされていないはずもない。そこには、運動部を指導する教師、特にその大半を占める保健体育教師と暴力的行為がなぜ結びつくのかについて、ミリタリズム起源説を超えた考察が必要であろう。

2. 研究の目的

そこで本研究では、3つの領域から多角的な検討を行い、我が国の運動部集団にはなぜ暴力的行為が存在し続けるのかについて明らかにすることを目的とする。その際には、指導者である教師による暴力だけではなく、上級生から下級生に対して行使される暴力も対象

に含める。

検討を行う3つの領域とは次の通りである。1つは、歴史的な視点から、従来から唱えられてきた運動部の暴力的行為のミリタリズム起源説の是非を検討する。2つめには、教師の成長という視点から、保健体育教師の教職経験と暴力を行使する指導との関連について検討する。3つめは、保健体育教師の身体論という視点から、運動部を指導する保健体育教師と暴力との結びつきの必然性の有無について検討する。

これら異なる複数の視点からの検討結果をより合わせることにより、これまでの考察を超えた新たな知見が得られることが期待され、そのことが、今後、運動部活動においてそれらの行為をどのようにして根絶していくのかを考える上で有益な示唆を提供することにつながるものと考えられるのである。

第1章 運動部における体罰のルーツを問い直す

鈴木 秀人（東京学芸大学健康・スポーツ系教育講座）

1.はじめに

最初に、今まさに問題となっているような野蛮な行為が、いったいつから、どのような経緯で運動部集団の中に生まれたのか、あるいは持ち込まれたのかを、なぜ我々は問わなければならないのか、その理由を明確にしておくことにしよう。

それは、眼前で起こっている問題の解決に私たちが立ち向かおうとする時、その起源を明らかにすることは、問題解決のために取り組むべき主要課題の1つとなるべきだからである。なぜならば、いつ、どのようにしてその問題が生じたのかを明らかにすることは、問題の再発を防ぐ道筋を見出す上で極めて重要な情報源になるからである。そういった意味で、今回の事件に関する様々な人々の発言の中に、その数は多くはないが、こういった行為の起源がどこに求められるのかを論じた見解を見出すことは、言わば必然とも言える。

例えば政治学者の片山は、日露戦争後に我が国の軍隊では体罰が横行するようになり、それが大正末期から学校に広く軍事教練が課されることによって過激なしごきとなっていく、そういった暴力的指導の伝統は戦後も残存していったと解釈している¹⁾。また、体育・スポーツ史が専門の谷釜は、明治期に教材として採用された「隊列運動」を指導した退役軍人が学校に軍隊的規律を持ち込んだことが体罰の是認につながったとともに、軍隊的規律が支配する中等学校の寮で多くの運動部員が生活したことが、運動部に暴力がはびこっていった理由かもしれないと考えている²⁾。

この両者の見解には遡る時期に違いはあるものの、戦前の軍隊に起源を求めている点では共通する。そして特に体育関係者の間では、運動部の暴力、その行使の基盤となっている監督と選手間や上級生と下級生間の封建的な上下関係は、軍隊の行動様式にその起源があるという俗説がかなり以前から語られているのである。つまり、片山や谷釜のような見方は、体育関係者の中ではさほど目新しいものではないと言えるだろう。

実際、1980年代前半に大学の教育学部に学んでいた筆者も、すでにその当時、この俗説を耳にした記憶があるし、数年前にある教育関連のシンポジウムで、我が国の運動部のかかる野蛮な伝統がいつから存在するのかを筆者が問題にしようとした際に、シンポジスト

の一人であった地元の大学の体育関係者は、それは軍隊経験者が持ち込んだものであることがすでに明らかにされているからその文献を読め、といった具合に自信満々に言い切られて苦笑した思い出もある。筆者はその時点で、このミリタリズム起源説に疑問を抱いていたからこそその発言だったのにである。

2. ミリタリズム起源説の根拠

今回の事件以前に書かれたものも以後に書かれたものも、かかる運動部の在り方と軍隊との関連に言及した論述を改めて読んでみると、少なくない体育関係者がその根拠として教育学者の城丸章夫の以下の見解を引いていることに気がつく。それは、学校運動部において「下級生が上級生に奴隷のように仕えて身の回りの世話までし、上級生がしごきと称する体罰を加え、敬礼を強要し、上級生が下級生の行動の細部にわたってまで監視するようになったのは、1930年代後半からである。そして、これはあきらかに旧軍隊の内務班（兵営内の生活班）のやり方と人間関係の模倣であり、下士官・上等兵が新兵いじめをするあのやり方の細部までの模倣である」³⁾ というものであった。

また、これとは別に、戦後になって軍隊経験者が軍隊生活での経験を学校運動部に持ち込んだという見方もある。例えばスポーツ評論家の川本は、「戦前のスポーツには、しごき事件はほとんどなかった」とした上で、戦後、大学運動部の指導にあたった先輩が「自分たちが軍隊生活で経験したしごきを、そのまま応用」し、「しごきといっしょに、軍隊と同じような秩序が、学校運動部に持ちこまれ」た結果、「四年神様、三年天皇、二年平民、一年奴隷」とたとえられるような人間関係が生まれたとするのである⁴⁾。筆者が1980年代にミリタリズム起源説を知ったのは、この川本の見解を読んだことによるものだったと思う。

だが、このような解釈は、本当に自明のこととしてしまってよいのだろうか。

3. ミリタリズム起源説に対する疑問

軍隊教育に関する研究の成果と、問題とされる時期に学校生活を送った恐らくは自身の実体験にも基づくであろう城丸の見解は、確かに一定の説得力を持ってはいる。

しかし、他の文献でより明確にされている彼の見解を支えるロジックは、この時期に「天皇制ファシズムの進展」があり、さらに1941年には『学校報国団』の下に各運動部が統

合され、かつ、軍隊的班組織と命令・服従関係を導入することが、国の方針として指示された」ことで、「運動部内はもちろん、学校内の人間関係は、全国的に一変する」こととなり、「学校生活あるいは運動部生活は、上官と上級者に対する絶対服従を訓練する場」と化した結果として、「教師や上級生が下級生に暴力をふるったり侮辱を与えたりすることは日常茶飯事となった」⁵⁾というものであり、学校全体の変容と運動部のそれとの関係が実証的に確かめられているわけでないことには注意しておきたい。

この辺りについては、日本の戦前・戦中期のスポーツの在り方を検討してきた坂上も指摘している。坂上は、先に見た城丸の見解に対して「大枠では正しいように思うが、実際に部活がいつ、どのように変化していったのかという肝心要のところは誰も明らかにしていない。状況証拠からの推測に近い」と述べている⁶⁾。この、従来の説が「状況証拠からの推測に近い」という問題意識は、まさに筆者も共有するものである。

片山や谷釜の言うように、戦前の学校教育に導入された軍事教練を指導した軍人が、学校教育の場に軍隊的規律とそれに支えられる暴力の行使を持ち込んだ歴史的事実は確認できるし、それらの軍国主義的教育実践によって学校全体が軍隊的規律に支配されていったのは大筋として首肯できるとしても、本当にその時期に、運動部活動が軍隊生活さながらに変容していったのかは未だ明らかにされてはいないのである。それを明らかにするためには、例えば軍事教練を指導した軍人や軍隊経験のある体操教師が運動部活動にどの程度関与していたのかが検討されなければならないであろうし、そもそも、それ以前の運動部活動がミリタリストイックな雰囲気と無縁だったのかどうかを確かめた上で、その後の変容状況を詳細にフォローする必要もあるだろう。

一方、川本が主張したような、戦後に軍隊経験者がそれを大学運動部へ持ち込んだという見方にも疑問がないわけではない。

戦後に、軍隊生活の悲惨な実態を国民の前に暴き出した「きけ、わだつみの声」や「真空地帯」⁷⁾をはじめとする戦争映画の中で繰り返し描かれた上官による私的制裁や陰湿ないじめは、一部の大学運動部に今なお残る粗暴な振る舞いの確かに原点のように見えてしまう。けれども、こういったイメージのレベルでの連続性からはひとまず距離を置き、現在の教育制度と当時のそれとの違いを想起するならば、軍隊で暴力を受けた後、自分の昇進によって暴力を行使する側に回った経験を持った下級兵の大半は、初等教育や中等教育段階で学校生活を終えて社会で働いていた時に徴兵された人々である。つまり、彼らは基本的に復員後大学へ戻る立場にはなかったはずなのであり、仮に戦後何らかの形で大学へ進

学できた者がいたとしても、それは極めて少数の例外的な存在である。

従って、敗戦後の大学運動部へ軍隊経験を持ち込む可能性があるとするならば、いわゆる学徒出陣をした高等教育機関に学んでいた学生たちを中心に、戦後の教育改革の中で新制大学へ改組された高等専門学校等の出身者を加えた者にある程度絞られてくるのだが、そういった当時の事情を踏まえて対象を限定した分析も行われていないのである。

4. 旧制高等学校の卒業生が語る運動部活動

このような、これまでのミリタリズム起源説に見られる実証性の欠落を補うべく、本研究では先ず、我が国の運動部の原型となる活動形態を形成した旧制高等学校の卒業生に対して、寮生活と運動部活動に焦点を当てたインタビュー調査を行った。調査は、基本的に1対1の形式で1時間半～2時間にわたり、インタビュアーである筆者が予め用意した寮生活と運動部活動の実態を知るための質問に沿いつつもできるだけ自由に思い出を回想してもらい半構造化インタビューの形式をとって行われた。聞き取りの内容は、許可を得た上で全てデジタルビデオカメラに音声および映像として記録した後、音声データからトランスクリプトを作成した。

実際に話を聞くことができたのは、旧制一高（7人）、六高（4人）、八高（4人）、東京高校（1人）、浦和高校（2人）、松本高校（2人）、広島高校（1人）、松山高校（2人）の卒業生23人で、その中で運動部活動に参加していた者は16人であった。年齢は最も若い人で83歳、最高齢者は95歳であり、各々の旧制高等学校在学期間は1937年から旧制高等学校が制度上廃止された1950年までのおよそ14年にわたる時期となった。言うまでもなくこの在学期間は、インタビューが可能であった卒業生の年齢から必然的に導かれたものではあったが、結果的に、城丸が問題とする1930年代後半から戦中期を挟む敗戦直後の時代に重なることとなった。

そこで、この時期に当時の高等学校で運動部生活を送った人々の語りの中から、いくつか興味深いものを以下に紹介してみる。

先ず、16人の運動部経験者が所属していた運動部は野球（4人）、柔道（4人）、剣道（2人）、端艇（1人）、サッカー（1人）、バスケットボール（1人）、バレーボール（1人）、陸上競技（1人）、体操（1人）等、9種目にわたっていたが、何れの経験でも猛練習の様子は語られるものの、そこで体罰のような暴力的行為は全く経験されていないことで一致して

いた。こういった経験が単に個々人の経験に留まるものなのか、所属していた運動部集団を貫く一つの在り方だったのかを確かめるために、4人の卒業生からの聞き取りが実現した一高の野球部に焦点を当ててみる。

一高野球部卒業生の語りで注目されたのは、上級生と下級生の関係である。旧制高校の各学年には飛び級や浪人により多様な年齢の者がいたが、校内での基礎的な所属集団は学年であり、1年生、2年生、3年生という区分は明確に存在していた。ただし、一高の野球部内でこの間の上下関係は全く厳しいものではなかったという。「上下関係は一切なかった」「先輩に敬語は使わない」「上級生も呼び捨てにしていた」という者と「人によってさんづけしたり、あだ名で呼んだりもした」という者がいたが、少なくとも運動部の体罰の基盤とも言うる封建的な人間関係とは縁遠かったことは確かであり、当然、下級生が雑用をさせられたりすることもなかったという。そういった人間関係の下で、「血へドを吐くような」猛練習は行われたのであった。

同様のことは、一高の柔道部でも見られたことが同窓会誌の中で確認できる。柔道部では「先輩を呼ぶのに敬称はつけない」し、雑用を下級生にさせることもなかった⁸⁾というからである。しかも野球部について言えば、「上下関係は一切なかった」と言い切ったのは1937年と1944年に一高へ入学した者で、この回想は少なくとも城丸が言う1930年代後半以降に運動部が変容したとする見解とは相いれないものである。一高以外も含む戦前・戦中期に在学した11人の語りでも、「報国団」の結成によって部の名称が変更させられたり敵性スポーツとされた野球部が解散させられたりといった事実は語られることはあったが、この時期に運動部の在り方自体が城丸の言うように大きく変化したという語りは聞かれなかった。

また、戦後に旧制高等学校に入学した者は、敗戦に伴って消滅した海軍兵学校や陸軍士官学校等の軍関係学校からの入学者と共に学んだ稀有の体験をしている。今回の調査対象者の中にも、海軍兵学校から旧制高校に入学した者が4人いたし、海軍の飛行予科練習生（予科練）の経験者も1人いて、一方、それらの人々とともに高校生活を送った者が6人いた。それら軍隊経験者は、時に旧制高校生たちが使った軍人の蔑称である「ゾル」と呼ばれることはあったが、それら軍隊経験者が特段変わった行動をすることがなかったことも、軍関係学校出身者とそうではなかった者の双方からの聞き取りによって確認できた。即ち、川本が言うような、これら軍隊帰りの者が体罰やしごきを含む軍隊の行動様式を持ち込むといったことは、今回の聞き取りの範囲においては少なくとも旧制高校にはなかつ

たということになる。

5. 旧制高等学校以外の状況について

もちろん、旧制高等学校の状況把握だけでこれまでのミリタリズム起源説を否定することはできない。旧の教育制度では、旧制高等学校に相当する年齢段階で進む道は現在とは違って多様だったからである。例えば、一高生と同じく野球を迫及する場についても、私立大学の予科・本科に進んでその野球部に所属するという道があった。本研究では、私立大学の卒業生には十分な聞き取りができなかったので、その状況を文献から探ってみる。

例えば、先述のように従来のミリタリズム起源説の不備を指摘した坂上は、「1942年に、明治大学野球部で行われていた軍隊的なしごきや暴力について、戦後ホームランバッターとなった大下弘選手が日記に書き残している」と紹介し、私立大学の運動部には「戦時中にすでにしごきや暴力があったのだ」と結論づけている⁹⁾。

こういった資料が存在すること自体の指摘は重要であるが、坂上のこの見解には若干の問題がある。第一に、ここで出典として示されている文献は日記そのものではなく、大下が戦後9年を過ぎてから日記として書き綴った回想記を適宜引用しながらライターがまとめた、言わば人物伝である。肝心の箇所には、確かに当時大下が経験した先輩たちの野蛮な振る舞いが描写されているが、それを「軍隊式のスパルタ訓練」としているのはライターであり、大下本人が日記に記している野球部生活は「高等小使ひ兼風呂の三助の生活」や「球拾ひと先輩連の世話に明け暮れし小生の生活は灰色」という記述だけなのである¹⁰⁾。

ただし、そこに描かれた暴力やしごきはライターの創作によるものではなく、明治大学野球部史に掲載されている大下と同時代の卒業生の思い出なのである。ライターはそれをもとに、大下の言う「灰色」の生活を具体的に解説したということになる。そこでその情報源となっている部史を調べてみると、1930年代半ばの「野球部はいまでは想像もつかないくらい、規律をはじめすべての点できびしくて、すべてが軍隊式に上級生絶対のシステムだった」という回想が見出され、その後の1938年に入学した者が「先輩の中には鉄拳をふるう人もいた」と明確に述べていて¹¹⁾、その前後の年代にはそういった暴力的行為の具体的なエピソードが複数登場することになる。

さらに興味深いのは、戦後の時期についてまとめられた明治大学野球部史の第二巻を紐解くと、敗戦直後の1946年の記憶として、「当時の上級生といえば、全員が“軍隊帰り”

ときているから気が荒い。よくなぐられた。一略一怖い上級生がいて、毎日のように“ビンタ”を張られる」「そのころの合宿は兵隊帰りが多かったせいか、階級で呼び合っていた。一略一私は予科練だから『トッコウタイ』と呼ばれていた」といった思い出が語られていることである¹²⁾。また、試合に負けた後に合宿所に来た先輩に泥がついているようなスパイクで試合に出るから負けるんだと「気合を入れられ、スパイクを磨かされるならまだしも、その泥をなめさせられたこともあった」という¹³⁾。この辺りは、まさに軍隊の陰湿な「新兵いじめ」のシーンを彷彿とさせる。

つまり、この野球部史をフォローするかぎり、城丸が言う「1930年代後半から」とされる運動部の軍隊化も、また川本の戦後に軍隊経験が「運動部にもちこまれ」たとする主張も、いずれもが当てはまるようにも思われるのである。

6.まとめと今後の課題

筆者はここで、同一年齢層の1パーセントという限られたエリートたちが通った旧制高校には暴力がなかった、などという単純なまとめをすることはできない。これまで「状況証拠からの推測に近い」ままにすませてきた問題に対して、旧制高校や私立大学だけでなく、高等専門学校や師範学校系など、多様にあった教育制度の中の運動部の状況について、より丁寧に分析していく必要があるということをここで提起したい。現時点では1人にしか聞き取りができていないため分析対象からは外したが、師範学校の運動部経験は、これまで取り上げてきた旧制高校や私立大学のどちらとも明らかに異なっているようである。

運動部における体罰のルーツとは、歴史上のある一点に求められるような単純なものではないと思われる。少年期から青年期にかけての成長過程において、身体活動の一つの発現である暴力の芽はどここの国のどんな若者集団にも存在する。戦前であれ戦中であれ戦後であれ、ある所にはあり、ないところにはなく、軍隊経験に影響されやすい場所もあればされにくい場所も恐らくあったという事実を一つ一つ確認していく作業を通して、暴力的行為とは親和性のない運動部集団の在り方が、徐々に見えてくるのではないだろうか。これらは、今後の課題として残された。

第1章 引用・参考文献

- 1) 片山杜秀(2013) 体罰 近代日本の遺物「持たざる国」補う軍隊の精神論、朝日新聞、2

月 19 日付. なお、内田はここでの片山の指摘を「正鵠を射ている」と支持している。

内田樹(2013)

スポーツ界の体罰「軍隊にルーツ」的確な指摘 しごきは身体資源の先食い、朝日新聞、
2月26日付.

- 2) 谷釜了正(2013)負の伝統 根絶へ決意「反体罰宣言」日体大・谷釜学長に聞く、朝日新聞、3月1日付.
- 3) 城丸章夫(1980)体育と人格形成、青木書店、pp.125-126.
- 4) 川本信正(1981)スポーツ賛歌、岩波書店、pp.170-171.
- 5) 城丸章夫(1983)「学校運動部（体育部）の問題点を探る」文化評論 268号、p.131.
- 6) 坂上康博(2013)「部活での暴力はいつから始まったか」三輪定宣ほか編『先生、殴らないで！』かもがわ出版、p.49.
- 7) 関川秀雄監督(1950)「日本戦没学生の手記 きけ、わだつみの声」東映株式会社、山本薩夫監督（1952）「真空地帯」新日本映画社.
- 8) 勝田成治（1974）「南六のことなど」向陵一高百年記念 151巻2号、p.365.
- 9) 坂上康博、前掲書、p.50.
- 10) 大下弘(1980)球道徒然草 大下弘日記、ベースボール・マガジン社、p.47.
- 11) 駿台倶楽部編(1974) 明治大学野球部史第1巻、p.519、
- 12) 駿台倶楽部編(1986) 明治大学野球部史第2巻、p.30, pp.97-98.

第Ⅱ章 教師の成長と体罰の関係における仮説

鈴木 聡（東京学芸大学体育科教育学分野）

1. はじめに

2012年、相次いでスポーツの世界における体罰問題が表面化した。大阪市立桜宮高校の体育教師による運動部活動中の体罰をめぐる問題や、女子柔道日本代表選手たちによる指導者の体罰の告発といった事例は、現代の日本のスポーツ界、教育界を大きく揺るがしている。

そもそも体罰は学校教育法で禁止されているにもかかわらず、依然として後を絶たないのはなぜだろうか。日本体育学会、日本体育科教育学会、日本スポーツ社会学会等でも体罰や暴力に関する緊急シンポジウムが開催され、すでにいくつかの要因が検討されている。

ここでは、「体罰を行ってしまう教師像」に迫るために、教師の意識構造を検討し、教職歴（初任期・中堅期・ベテラン期）による体罰に関する教師の意識の相違を視点としながら、最も運動部を指導することが多い保健体育教師と体罰の関係について仮説を立てることを試みる。

高等学校の全国大会で優勝を果たした顧問教師の指導が報道される時、「かつては手を上げることもあったが、今はそういったこともなくなり、遂に栄冠に辿り着いた」といった報道のされ方は、しばしば聞かれるものである。この言説を支えるのは、教師が未熟であると体罰もしてしまうが、経験を積むと体罰などしなくても勝てるのだという認識である。

しかしながら、今回の大阪の事件をはじめとして、体罰を行使する教師には経験を積んだ教師も決して少なくはないことを考えると、教職歴と体罰との関係は、未熟だから体罰をするといった単純な構図では捉えることができないはずである。そのような問題意識の下、ここでの焦点は、経験を積んだ教師がなぜ体罰を行使するのかに置かれる。

2. 体罰に関する教師や生徒の意識に関わる先行研究

西山¹⁾は、第23回日本スポーツ社会学会のシンポジウム「スポーツと教育の場における体罰の位相」において、体罰が無くならない一つの要因として、教師や指導者が体罰を容

認する風土が未だに残されていることを報告し、加えて、保護者や生徒の中にも「体罰が必要」と感じている者がいることがこの問題をより複雑にしているとの見解を述べている。

西山は、「中学時代もしくは高校時代における体罰経験と体罰評価の関係」について教育大学学生 286 名に対して行われた調査によると、体罰を受けた経験を持つ生徒の方が、受けたことが無い生徒に比べてその必要性を認めている割合が高いという報告²⁾や、大学生の体罰の影響に関する調査では、「プレイが萎縮した」「殴られることが不安になった」といった体罰を否定的に捉える項目よりも、「精神的に強くなった」「技能の上達」「大きな大会に出られた」という項目の方が高いポイントを示していたという報告³⁾を根拠として示しつつ、体罰は、生徒たちに「指導者の自己犠牲」と捉えられている可能性を示唆した。教師は罰せられ社会的地位を脅かされるという危険を冒してまで選手・生徒の事を考え矯正するために体罰を行っているのだという「愛情」をもった存在として、生徒たちに写っているというのである。

つまり、体罰を受けた経験を持つ生徒は、そのおかげで強くなれたと感じている傾向があり、教師も指導の一環として行っている意識が強い可能性が考えられる。このような背景から、「体罰」は社会的には当然非難されるべき行為であり、法律においても明確に禁止されている行為ではあるが、現実のスポーツ場面においては容認される土壌が作られているのである。

3. 教師の実践的力量形成と職歴

運動部を指導する保健体育教師も、当然教師として成長していく存在であることが求められる。初任期は、なかなか思うように指導できないこともあるだろうし、生徒を掌握する力もベテラン教師に比べて差があるはずだ。けれども、こういった教師の成長と体罰の行使との関係を直接対象にした研究はほとんど見られない。

すでに筆者は、小学校教師を対象に、体育の授業研究に関する意識を調査し、職歴によってその意識が変容していくことを明らかにしている⁴⁾。それによれば、教師にとって授業研究が果たす機能として、初任期（1年目から5年目まで）の教師は、授業研究に参加することによる「指導技術の向上」を大切に考え、さらに自身の授業に対する「指導者からの評価」を受けることを大切に捉えていた。それが中堅期（6年目から14年目）になると、「体育の教科内容を追究」し、「自己改革」を目指しながら授業実践力の向上を目指すとい

うように授業研究の機能が変化することから、授業研究をめぐる成長モデルが生成された。

また、いずれの職歴段階においても「同僚性の構築」を大切にしながら授業研究に臨んでおり、他者との相互作用の中で実践的力量を磨いていることも明らかになった。したがって小学校の教師は、常に同僚性の構築をはかりつつ、若い頃は授業をどのように行い、どのように指導をしていけばよいのかという「方法論」に関心を持つが、ある程度授業ができるようになってくると、なぜ体育を教えるのか、何を教えるのかという「目的論」や「内容論」に関心が移行するのである。

学校種は違うものの、中学校、高等学校の教師も同様の成長モデルを描くことができると考えられる。ここで注目しておきたいのは、先にも述べたように、体罰で問題となる教師は必ずしも若い教師に限らないということである。経験の浅い若い教師であれば、生徒を思うように把握したり指導できなかつたりするときに、無理矢理もしくは力づくで指導するという手段として「体罰」をしてしまうということは、許されないことであるが考えられる。しかし、授業実践の力量や指導力が向上していることが予想され、経験を積んで信頼も得られていることが期待される中堅期やベテラン期の教師が「体罰」を行うという現実はどのように説明できるのだろうか。

4. 中学校・高校の保健体育教師の成長と体罰に関する仮説の生成

教師の成長と体罰の関係を考えるために、はじめに小学校教師と中学・高校教師の相違について考えてみたい。小学校教師は全科を教えるのに対して、中学・高校の保健体育教師は保健体育を専門に教える存在である。教科に対する専門意識は、むしろ小学校教師よりも高いことが予想される。

また、中学・高校の保健体育教師は、運動部活動を指導しているという点でも大きな違いがある。運動部活動について言えば、ほとんどの場合は大会への出場が目指される。その大会は、トーナメント方式が主流であり、そこでの勝利が絶対視されるという構造が生まれやすい。

さらに、中学校では高校進学、高等学校では大学進学という「進路指導」をすることも特筆すべき点である。特にスポーツ推薦によって進学を指導していく場合は、当然生徒により競技成績をもたせることが重要になる。それゆえ、教師と生徒の間でスポーツの大会において勝つことは共通の目標となる。そして、暗黙の前提として「体罰は競技力向上の

ためにやむなし」「体罰がないと強くなれない」「全国優勝などできるわけがない」という意識が、教師と生徒の双方に生まれてしまうことが予想されるのである。

阿江（2000）の調査によると、生徒は「体罰を受けた理由」として、「皆の代表として」「殴られ役」「他の人の身代わり」をあげているという。ここから生徒は、体罰を受けることを「リーダーシップ」やひとつの「役割」と捉えていることがわかる。このような状況が体罰肯定をさらに助長させ、教師は中堅・ベテランになっても、体罰を指導の手段として使い続けるのではないだろうか。

特にチームスポーツの場合は、「連帯責任」といった「集団主義」に支配されやすく、集団を維持しより高い目標を達成できる集団にまとめあげていくために「体罰」は有効であると教師が捉え、生徒も、「体罰をしてくれる教師は信頼できる」というような意識が無意識のうちに醸成されていくのではないだろうか。

そうなると、教師のライフステージの中で体罰は、「生徒を把握するための手段」から、「生徒をまとめ、リーダーシップを育てていくための手段」としてその機能を変化させていくことになる。つまり、体罰を行使し続ける教師は、体罰の機能を自身の教師としての成長の中で変容させていくという仮説が設定できるように思われるのである。

5. 今後の課題

確かに、スポーツをしてきた者に期待されることは競技成績だけでなく、「継続する力」「リーダーシップ力」「マネジメント力」のようなものがあるだろう。その力は、就職活動やキャリア形成の場において人物評価の対象ともなりうる。しかしながら、その力をつけていくために体罰が手段として使われ、その正当化が教師の中で行われていたのならば、そこで生徒が身につけていく力は、言わば「理不尽に耐える力」と解釈されるものに形を変えていくことになるのではないだろうか。

先に提示した仮説を検証していくためには、「体罰」に対して教師がどのような機能を求めているのかについて、中堅期やベテラン期の教師への意識調査やインタビュー調査を行い、その構造を明らかにしていく作業が必要となる。この調査は倫理的な配慮をはじめ、慎重に進めるべき課題が山積しており、体罰問題が大きな社会問題となっている現状においては、現職教師に対するそれらの調査を行うことが今回はできなかった。今後の課題としたい。

第II章 引用・参考文献

- 1) 西山哲郎(2014)「体罰」を容認する日本の教育制度と身体観について. 第23回日本スポーツ社会学会 シンポジウム資料.
- 2) 高橋豪仁・久米田恵美 (2008)学校運動部活動における体罰に関する調査研究. 奈良教育大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要 17 (2):161-170.
- 3) 阿江美恵子(2000)運動部指導者の暴力的行動の影響:社会的影響過程の視点から 体育学研究
45(1):89-103.
- 4) 鈴木聡(2010)小学校教師の成長における体育科授業研究の機能に関する研究—体育科授業研究会に参加する小学校教師の意識調査を手がかりとして—. 体育科教育学研究 26(2):1-16.

第III章 体育教師の身体論から捉えた体罰・暴力問題

坂本拓弥（東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科）

1.はじめに

本考察の目的は、体育教師による体罰を身体論の視点から検討することによって、体罰と体育教師の関係を捉え直すことである。これによって、体育教師による体罰がなくなる理由の1つを明らかにすることができるであろう。

考察の手順としては、はじめに、従来の体罰論における典型的な論点を取り上げ、その問題点を指摘することによって、そこから体育教師の身体という視点の可能性を示す。次に、現象学的身体論を参照し、習慣の獲得における身体の役割を概観する。その上で、体罰が身体化される過程を具体例を挙げながら論じていき、最後に体罰問題の解決に向けた若干の提言を行ないたい。

体罰の是非論ではなく、体罰がなくなる原因を探る中で、体罰問題の解決に向けた糸口を探ることが、本考察のねらいとなる。

2.これまでの体罰論とその課題

従来の体罰に関する議論の典型的な問題をいくつか指摘する前に、この問題の現代的な背景を確認しておく。2012年の末に、大阪市立桜宮高校のバスケットボール部員が顧問教師の体罰を苦に自殺した問題を契機として、日本のスポーツ界における体罰・暴力問題は社会的に大きな注目を集めることとなった。特に、日本のスポーツ全体をその基盤として支えてきた運動部活動におけるそれは、学校教育と密接に関わっていることとも関連して、多くの議論の対象となっている。もちろん、運動部活動における体罰は決して新しい問題ではない。これについては既に多くの見解や主張が示されてきている。しかし、残念ながらそのような取り組みにもかかわらず、運動部活動における体罰問題は未だに解決されることなく続いている現状がある。

このような現状において本考察が試みるのは、従来とは異なる視点を提示し、そこから体罰問題の解決に向けた新たな可能性を探究することである。そのために、ここでは従来

の体罰論に欠けている視点を検討していきたい。これによって、これまでとは異なる視点から体罰を論じる必要性がより明確になるであろう。端的に言って、従来の体罰論の課題は、体罰の解決に向けた提案の仕方にある。これまでになされてきた取り組みのほとんどが、教師や指導者自身に、体罰撲滅に対する自覚や認識、さらには意識を持つことを求めるものであったと言える¹⁾。もちろん、それ自体は必要なものであり、批判されるべきものではない。しかし、幾度となく繰り返されてきたその取り組みが、この問題の根本的な解決に寄与していないこともまた事実であり、まずはそのことを自覚する必要があるだろう。

また、従来の体罰論議におけるもう一つの典型的問題は、「体罰では強くならない」という主張である。この主張は、スポーツ現場における体罰根絶を訴えるために様々な場面で謳われており、メディアを通じて広く報道されてもいる。2013年4月に採択された『スポーツ界における暴力行為撲滅宣言』の中においても、同様の指摘を見ることができる。このような主張の背景には、もちろん暗黙裡にはあるが、体罰を「する」場合と「しない」場合のどちらがよいのかという二項対立的な問題設定がある。そして、この対立図式で体罰を論じる限り、そこには一つの限界が見出される。なぜなら、どちらが「強くなるか」は、本質的には誰にもわからないからである。さらにいえば、このような図式の中にあるがゆえに、体罰を肯定的に捉える立場もまた存在しうることになると考えられる。このような体罰に関する素朴な認識の結果として、結局はそれぞれの指導者の経験如何によって、体罰は肯定も否定もされうるものに立ち戻ってしまうことになるのではないだろうか。従ってこの点もまた、過去から現在まで続く、体罰論議の一つの陥穽であるといえよう。そして、これらのことから導かれるように、運動部活動における体罰問題を論じるためにはこれまでと異なるアプローチを持ってそれを捉えなおす必要があるといえよう。

改めて体罰に関する先行研究を概観してみると、被体罰経験者へのアンケートから一つの手がかりを得ることができる。これまでになされてきた多くの被体罰経験者への調査は、一様に次の事柄を示している²⁾。すなわち、被体罰経験者は体罰を受けてこなかった者と比較して、体罰を肯定的に捉える傾向が強いのである。そして、もう一点興味深いことは、富江が示しているように、被体罰経験を肯定的に捉えている者の多くが、一方で体罰は好ましくないという正しい認識を持っていたという点である³⁾。つまり、ここから導かれることは、「体罰は好ましくないと分かっているがもししてしまう」という体育教師（指導者）像であり、ここに一種の矛盾（葛藤）を指摘することができる。

筆者はこれまでの自身の研究において、この矛盾が体育教師の身体という領域の重要性

を示唆していることを提示してきた⁴⁾。そこでは、体罰は法的に認められない行為であることを理解しながらも体育教師がそれを行行使し続けてしまうという現象の背景に、言語的なレベルの理解とは異質の事柄が存在していることが示された。その一つの可能性が、身体文化としての体罰という視点である。つまり、言語的な知識の習得とは異なった方法で、まさに体得された文化としての体罰が、運動部活動においては存在している可能性があるということである。

3. 体罰を身体文化として捉える

体罰の先行研究においては、身体との関係を論じたものはほとんどなく⁵⁾、多くがその法的議論や精神・人格的影響に関するものである。しかし、そもそも体罰は身体に与えられる罰なのであるから、先に示した点を踏まえるならば、身体との関連は決して無視できないであろう。先に言及した筆者自身の研究においては、「模倣」と「ハビトゥス」という視点に着目することによって、体罰が運動部活動における身体文化として伝承されていることを指摘し、さらにはそれが体育教師と深くかかわっていることを論じた⁶⁾。特に、このハビトゥスの概念は、体育教師の身体文化を論じる際に、これまで必ずといってよいほど言及されてきた⁷⁾。その理由は端的に、ハビトゥスの獲得が個々の身体に担われているからである⁸⁾。このハビトゥスと身体との関係について、ブルデューは、「伝承知」としてのハビトゥスは「身体化された状態でのみ生きつづけることができる」と指摘している⁹⁾。また、このハビトゥスという視点は、身体文化がある集団の中で伝承される過程を、集団と個人との関係として捉えることをも可能にしている。

しかし、より実践（場面）に即して具体的に考えるならば、以上のようなハビトゥス論においては、その文化を個々の身体がどのように獲得しているのか、先のブルデューの言葉でいえばどのように「身体化」しているのかについては、十分に解明されていない¹⁰⁾。さらにいえば、それゆえにこそ、従来の体育教師の身体文化論は、個人の身体における習慣の獲得過程や、その変容可能性に言及することが困難だったのではないだろうか。従って以下では、習慣としてのハビトゥスを個々の体育教師が身体化する、というときのその身体について、現象学的視点から検討を加える。なぜなら、ハビトゥス論に欠けていた習慣と身体の関係が、現象学的身体論においては詳細に論じられているからである¹¹⁾。

4. 身体による習慣の獲得

現象学的身体論における習慣の獲得を概観するために、ここでは次の三点に絞って検討していく。すなわち、①習慣的身体、②身体図式、③〈知覚の知識 - 文化負荷性〉の三つである。その際、習慣の獲得における身体の役割が詳細に記述されている、メルロ＝ポンティの『知覚の現象学』を手掛かりとする。これによって、身体文化としての体罰が身体化される過程を解明するための、理論的な枠組みを用意することができるであろう。

4. 1 習慣的身体

メルロ＝ポンティは『知覚の現象学』の中で、身体に二つの層があることを指摘する。すなわち、「習慣的身体」と「現勢的身体」である¹²⁾。彼は「精神盲」の例に言及しながら、これら二つの層の提示を試みている¹³⁾。精神盲とは、脳の両側の視覚野と連合野の中間に損傷を受けたことによって引き起こされる障害である。彼によれば、精神盲の患者は「〈抽象的な〉運動」を行うことができない¹⁴⁾。つまり、“右手で鼻をつまんでください”といった、「何ら実際的狀況に向けられていないような運動は行うことができない」のである¹⁵⁾。しかし、その一方で、例えば鼻にかゆみを感じた場合には、すぐに搔くことができるのであり、そのような「〈具体的な〉運動」であれば、困難なく遂行することが可能なのである¹⁶⁾。

メルロ＝ポンティは、この「〈具体的な〉運動」と「〈抽象的な〉運動」が、それぞれ習慣的身体と現勢的身体に対応することを示している。さらに彼は、具体的運動が依存する習慣的身体が、現勢的身体に対して「或る特権」を有していることを指摘している¹⁷⁾。従って、身体文化としての体罰が身体化される過程を解明するためには、この習慣的身体に着目することが必要となる。

4. 2 身体図式

この特権を有する習慣的身体に特徴的な働きとして、メルロ＝ポンティは「身体図式」を挙げる¹⁸⁾。彼は端的に、「習慣の獲得とは身体図式の組み換えであり更新である」と述べる¹⁹⁾。つまり、自らの身体図式を組み換え、自らの世界を新たに獲得していくことが、習慣、すなわち身体文化を獲得するということなのである。この身体図式について、メルロ＝ポンティはタイプライターを例に次のように述べる²⁰⁾。われわれがタイプを習得するためには、「各文字がキーボード上のどこにあるかを指摘できるようになる必要はない」²¹⁾。そうではなく、タイプに熟達するとは、タイプの「なかに身を据えつける」ことであり、それは「手のなかにあって身体的努力によってのみ得られる知」を身につけることなのである²²⁾。

ここでは、先に言及した習慣的身体と具体的運動との関係が、まさに身体図式の働きとして示されている。われわれが住み慣れた家や使い慣れた道具に親しみを持ち、それらに特別の意識を向けなくとも家の中を自由に歩けたり道具を巧みに扱えたりするのは、このような身体図式の働きがあるからなのである。タイプの例に見られたように、ある習慣は身体的努力、すなわち身体運動を通して得られる知なのであり、さらにメルロ＝ポンティによれば、「どんな習慣も同時に運動的でもあれば知覚的でもある」²³⁾。ここからわかるように、われわれの習慣の獲得、すなわち身体図式の組み換えと更新は、知覚によって導かれるのである²⁴⁾。

4. 3 〈知覚の知識 - 文化負荷性〉

知覚的な経験が身体図式の組み換え及び更新を導くことの典型例として、メルロ＝ポンティは色知覚を挙げる。色知覚における習慣の獲得を、彼は次のように表現する。すなわち、ある「色が見られるようになるとは、視覚の或る様式、自己の身体の新しい使用法を獲得することであり、身体図式を豊かにし再組織することである」²⁵⁾。

さらに、身体図式が知覚的な経験を通して変容するというこの事実は、同時に次のことをも示している。すなわち、色知覚の例に示されたように、変容した身体図式は、それ以降になされる知覚の枠組みとなる。つまり、習慣、すなわちある身体文化の獲得が知覚による身体図式の組み換えによってなされる一方で、その知覚が、獲得された身体文化から影響されるという、循環的な関係が存在するのである。これについて、長滝は「〈知覚の知識 - 文化負荷性〉」を指摘し、「〈知覚すること〉とは知識負荷的な (knowledge-laden) 出来事」であると述べている²⁶⁾。彼によれば、この知識とは、単に「言語をつうじて対象化されたもの」だけを指すのではなく、「より身体的な水準で身につけられており、いわば知覚能力そのものに浸透している暗黙の知識」のことを意味している²⁷⁾。つまり、われわれの知覚は、既に獲得された〈知識 - 文化〉によって方向づけられるのである。

従って、習慣、すなわち身体文化と身体との関係は、このように知覚に着目することで、その獲得と変容を捉えることができるといえよう。現象学的身体論における身体と習慣についての記述は、身体文化としての体罰の身体化という事象の解明に向けて、その理論的な枠組みとして有効となるであろう。

5. 体罰はどのようにして身体化されるのか

ここまで、現象学的身体論の視点から、身体文化の獲得に関する理論的な枠組みを概観してきた。従ってこの視点から、体育教師が体罰をどのようにして獲得（身体化）しているのかを検討する。本考察では、この問いに対して、それが運動部活動における経験を通してであるという結論を提示したい。運動部活動において、将来体育教師となる生徒は様々な事柄を身につけている。例えば、生徒は当該集団における様々な決まりごとを習慣として身につける必要がある。その決まりごとには、暗黙的な振る舞い方（教師（コーチ）や上級生との接し方等）も含まれている。生徒は、それらを習慣として獲得する必要があるものであり、さらには、それらをその都度立ち止まって考えなくてもできなければならない、それはまさに、ある習慣の身体化、すなわち身体文化の獲得であろう。そして、われわれのテーマである体罰は、まさにそのような運動部活動における身体文化の典型例なのである。以下では、新たに運動部活動に参加した新生を具体的なモデルとし、その生徒が体罰を身体文化として獲得する過程を、いくつかの要因に関連付けて記述していく。

まず、生徒ははじめに、上級生が教師（コーチ）から受ける体罰を目の当たりにする。彼らは運動部活動における体罰を、知覚的に初めて経験するのである。このことは、身体的に大きな意味を持つ。なぜなら、メルロ＝ポンティが色知覚の例で指摘していたように、生徒が体罰を見ることは、それによって体罰を身体図式に組みこむこと、及び、生徒の身体図式を更新することを意味するからである。それは、色知覚がそうであったように、体罰についての意味の把握が身体によってなされることである²⁸⁾。

その後、生徒自身が教師（コーチ）からの体罰を受けるようになる。これもまた、体罰の知覚的経験であり、それは上級生や仲間が受けるのとは違い、より直接的な経験となる。体罰を生徒自身が直接的に受けるこの段階においては、身体図式の組み替えと更新はさらに進展し、体罰は生徒の身体に確実に記憶されていくのである。

しかし、これだけでは、被体罰経験者が体罰を身体文化として獲得する理由、及びその過程としては不十分であろう。なぜなら、体罰を受け入れない生徒もまた存在するからである。生徒が体罰を受け入れていく理由は、〈知覚の知識 - 文化負荷性〉に着目することで明らかになる。つまり、体罰を見たり受けたりした経験は、例えば生徒が教師（コーチ）にカリスマ性を見出すことによって、自らの習慣として獲得されると考えられる²⁹⁾。このカリスマ性が成立する背景には、その教師（コーチ）の指導に従えば競技において成功する、すなわち勝利を手にする事ができる、という確信があり、その確信は多くの場合、過去の実績に裏づけられている。つまり、生徒がそれらの結果を〈知識 - 文化〉として獲得し

たとき、その後に見るもしくは受ける体罰は、トレーニングの一環、すなわち勝利を得るために必要な手段として理解されるのである。長滝が述べたように、それは「より身体的な水準で身につけられており、いわば知覚能力そのものに浸透している暗黙の知識」として獲得されている³⁰⁾。従って、カリスマ性に影響された生徒が身につける事柄は、生徒自身にとっても言葉では表現しきれないものなのであり³¹⁾、それはまさに身体文化として、彼らが運動部活動という世界の中で獲得したものなのである。

このようにして体罰は肯定される対象になるのであり、この段階においては、体罰は指導の一部として、生徒に既に了解されている。生徒の「身体が一つの新しい意味づけによって浸透されたとき、身体が一つの新しい意味の核を同化したとき、身体が了解した、習慣が獲得された、と言われる」³²⁾のであり、まさにここにおいて、習慣としての体罰が獲得されたといえるのである。

そして、身体文化としての体罰の獲得を決定づけ、さらに強固なものとしていくのは、それを他者に向かって行使することである。なぜなら、体罰が一つの習慣である限り、それは自らの身体的努力を通して獲得されるからである。運動部活動において、それは生徒が下級生に向けて、もしくは生徒が教師（コーチ）になった後に自らの生徒に対してなされる。生徒はこれまでに、自らの身体図式を確実に組み換え更新してきたのであり、それは運動部活動という世界において、体罰という一つの行動様式に対応していく過程であった。「或る運動が習得されるのは、身体がその運動を了解したとき、つまり、身体がそれを自分の〈世界〉へと合体したとき」なのである³³⁾。それゆえ、習慣としての体罰はまさに、運動部活動という世界の中で、生徒が下級生と、また教師（コーチ）が生徒と、それぞれの関係をつくる一つの習慣的な運動となる。換言すれば、「自分の身体を動かすとは、その身体をつうじて諸物をめざすこと、何の表象もともなわずにその身体に働きかけてくる諸物の促しにたいして、身体をして応答させること」なのである³⁴⁾。従って、体罰を習慣として獲得した生徒は、体罰を他者に対する一つの応答として保持し、それを行使するのである。

6. まとめと若干の提言

運動部活動における生徒の身体図式は、体罰を下級生や生徒との関係を保つための一つの行為とするように組み換えられる。換言すれば、自らが体罰を行使することによって、

身体図式の組み換え及び更新が促され、その結果として、体罰は運動部活動における下級生や自らが指導する生徒との関係を担う一つの身体文化として獲得されるのである。

体育教師の体罰はなぜなくなるのか、という問いに対して、本考察ではひとまず、それが運動部活動における身体化された習慣として機能しているからである、という回答を提示する。もちろん、このような体罰の再生産はこれまでも指摘されており³⁵⁾、本考察はその内実の検討をわずかに進めたにすぎない。しかし、本考察から導かれることは、体育教師の身体に着目するという、体罰問題に取り組むための新たなアプローチの可能性である。例えば、身体を通して「自己認識・他者認識・世界認識」の深化を試みるボディワーク³⁶⁾は、体育教師の身体を大きく変える可能性を有してはいないだろうか。遠藤は自身のボディワークの授業実践報告において、そのねらいに触れて次のように述べている。「他者の体や心を、自分の体や心を通して実感したとき、他者の大切さやかけがえのなさが身に滲みて感じられてくるのではないだろうか」³⁷⁾。そして、彼の授業を受けた学生の一人は、ボディワークを通して次のような感想を持つに至ったという。

最後の授業で、ただ自分がここに生きることが一番すごいことだ、ということを感じた³⁸⁾。

もし、このような認識を体罰（体育）教師が持つことができる（できた）ならば、生徒を死へと追い込むようなことは、きっと起こらない（起こらなかった）のではないだろうか。そして、従来の体罰論議を乗り越える一つの可能性も、この体育教師の身体に指摘できるのではないだろうか³⁹⁾。

もちろん、運動部活動に見られる体罰の背景には、様々な要因が複合的に存在している。伝統的に語られてきた日本的な上下関係の在り方の他にも、スポーツそのものが内包する競争性や、われわれがスポーツに対して無自覚的に抱くイメージ等もまた、体罰を生み出す土壌を形成している。これらの複合的な構造を検討することは、運動部活動における体罰問題の解決に不可欠であろう。残念ながら、本考察はこれらに言及していない。しかし少なくとも、今日われわれの目の前で発現している体罰という現象が如何なるものかを解明しようとするならば、その一つの方法として、様々な先入見を排して体罰を見つめ直すことも必要であろう。前述のように、この問題は既に多くの論者によって語られ、その意味において、議論の暗黙の前提が様々な存在していることもまた事実であろう。それゆえ、

われわれが改めてこの体罰問題と向き合い、その解決に向けて新たな道を切り拓いていくためには、これまで積み重ねられてきた議論を批判的に検討することが必要となる。そして、本考察において提示した体育教師の身体という視点は従来の体罰論に欠けていた視点であり、それゆえにこそ、この問題への新たなアプローチの可能性を有しているといえよう⁴⁰。

第三章 注および引用参考文献

- 1)例えば、以下を参照されたい。日本体育協会ほか（2013）スポーツ界における暴力行為撲滅宣言。
[http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/koho_kyanpen/news/bouryokukonzetsusengen\(tate\).pdf](http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/koho_kyanpen/news/bouryokukonzetsusengen(tate).pdf).（2014年3月6日参照）。
- 2)例えば、以下を参照されたい。富江英俊（2008）中学校・高等学校の運動部活動における体罰。埼玉学園大学紀要（人間学部篇）. 8. pp.221-227. ; 同（2009）体罰に関する意識と運動部活動経験との関連—体育教師志望者を対象とした調査—。日本女子体育大学紀要. 39. pp.69-77. ; 高橋豪仁・久米田恵（2008）学校運動部活動における体罰に関する調査研究。教育実践総合センター研究紀要. 17. pp.161-170. ; 楠本恭久ほか（1998）体育専攻学生の体罰意識に関する基礎的研究—被体罰経験の調査から—。日本体育大学紀要. 28(1). pp.7-15. ; 阿江美恵子（2000）運動部指導者の暴力的行動の影響：社会的影響過程の視点から。体育学研究. 45(1). pp.89-103.
- 3)富江英俊（2009）体罰に関する意識と運動部活動経験との関連—体育教師志望者を対象とした調査—。日本女子体育大学紀要. 39. pp.69-77.
- 4)坂本拓弥（2011）運動部活動における身体性—体罰の継続性に着目して—。体育・スポーツ哲学研究. 33(2). pp.63-73.
- 5)例外的なものとしては、以下を参照されたい。山口順子（1989）特別シンポジウム2：スポーツ・体育における攻撃性と暴力行為。日本体育学会大会号. 40(B). p.449. 山口が司会を務めたこのシンポジウムでは、竹内敏晴が演者として登壇し、身体と暴力についての議論が示されている。詳しくは以下も参照されたい。竹内敏晴（1989）暴力—からだ語ることば。体育の科学. 39(9). pp.689-694.
- 6)坂本拓弥（2011）。
- 7)例えば、以下を参照されたい。沢田和明（2001）体育教師論。杉本厚夫編。体育教育を学ぶ人のために。世界思想社。 ; 滝沢文雄（2002）教科体育が担うべき身体文化の検討—しぐさを中心に—。体育・スポーツ哲学研究. 24(2). pp.17-25. ; 清水諭（1993）身体の社会学を構築する意義とその可能性。体育学研究. 38. pp.1-11.
- 8)上記、沢田（2001） ; 滝沢（2002） ; 清水（1993）等を参照されたい。
- 9)ブルデュー,P.（今村仁司・港道隆訳）（1988）実践感覚1. みすず書房. p.118.
- 10)この身体に関わるハビトゥス論の課題について、クロスリーは、ブルデューの展開するハビトゥス概念を次のように批判している。すなわち、「ハビトゥスという概念は、知覚的、言語的、認知的、筋運動的、その他の行動との関係で安定した性向を形成することが可能な身体を前提とする。」にもかかわらず、ブルデューはこの点に触れていない。クロスリー, N.（西原和久訳）（2003）間主観性と公共性—社会生成の現場—。新泉社. p.314.

-
- 11)クロスリーもこれについて、「現象学、そしてとりわけ習慣に関する現象学的な分析は、彼(ブルデュー)の研究における重要な空隙のうちいくつかを埋めることができる。(括弧内引用者)と述べている。クロスリー, N. (西原和久・堀田裕子訳)(2012)社会的身体—ハビトゥス・アイデンティティ・欲望—。新泉社. p.220.
 - 12)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967)知覚の現象学 I. みすず書房. p.148.
 - 13)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.179.
 - 14)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.179.
 - 15)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) pp.179-180.
 - 16)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.180. さらに次のように述べている。「患者は身体空間というものを、自分の習慣的な行動の素地としては意識するけれども、客観的な環境としては意識しないのであり、彼の身体も、なれ親しんだ自分の周囲に入り込む手段としては自分の意のままになるけれども、非功利的で囚われない空間的思考を表現する手段としては自分の意のままにならないのである。」メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) pp.181-182.
 - 17)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.180. つまり、われわれは習慣を理念的に組み立てているわけではなく、むしろ、われわれの「身体こそが運動を〈把握し〉、運動を〈了解する〉のである。」(丸括弧内引用者)。
 - 18)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.172. また、これについては湯浅も、「メルロ＝ポンティは、現勢的身体の底にあるこの習慣的身体の層に『身体的図式』schéma corporel がはたらいているものと考えている。」と指摘している。湯浅泰雄(1990)身体論—東洋の心身論と現代—。講談社. p.226.
 - 19)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.239.
 - 20)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) pp.240-241.
 - 21)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.241.
 - 22)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.241.
 - 23)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.253.
 - 24)これについて彼は盲人の杖を例にとり、「杖はもはや盲人の知覚する対象ではなくて、盲人がそれをもって知覚する道具である。それは身体の附属物であり、身体的総合の延長なのである」と述べている。メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.253.
 - 25)メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.255. 彼によれば、子どもが「青と赤とを区別する習慣を身につける」場合、そこで起きていることは、「青-赤という対をつうじて」色一般の意味を認識しているのではなく、子どもに「提示された〈青〉と〈赤〉の色板のうえに、青とか赤とかと称されるあの特殊な振動仕方、その特殊な眼への印象が表示されている」のである(メルロ＝ポンティ, 1967/1945, p.254/178-179)。
 - 26)長滝祥司(1999)知覚とことば—現象学とエコロジカル・リアリズムへの誘い—。ナカニシヤ出版. p.67.
 - 27)長滝祥司(1999) p.68.
 - 28)さらにいえば、この意味の把握は、運動部活動という場においてこそなされる。メルロ＝ポンティが述べるように、「対象を見るとはすなわち対象のなかに身を沈めること」なのであり、それはスクリーンを通して見たり聞いたりする経験とは異質である。メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.126. つまり、運動部活動という空間において知覚される体罰こそが生徒の身体図式の変容をもたらすのであり、それはメルロ＝ポンティの言葉でいえば、「世界の相関者としての、世界へと開かれた一つの体系」としての身体図式が組み換わり、更新されることなのである。メルロ＝ポンティ, M. (竹内芳郎・小木貞孝訳)(1967) p.243.

-
- 29)このことは、例えば次のような事例に典型的に見られる。中村は、高校野球におけるある強豪校の監督と卒業生を対象にインタビューを行い、当時のチーム内には、部外者にはわからない監督と生徒との信頼関係があったことを指摘している。その中で監督は、かつての自身の指導を振り返り、反省を交えて次のように述べている。すなわち、かつては「練習量はもちろん、ボコボコやったから。力で抑えてたからね。選手も直立不動よ。カリスマやったね、あの頃は。」。中村計（2007）甲子園が割れた日—松井5連続敬遠の真実—。新潮社。pp.76-77。ここには過去の体罰指導が語られている。そして、その指導を受けた生徒によれば、当時はチームの全員が監督のカリスマ性に強く影響され、監督のいうことをすべて信じていたのである。中村計（2007）pp.120-121.
- 30)長滝祥司（1999）p.68.
- 31)このことは、当時の監督と生徒との関係について、当事者以外には「説明してもわからないのでしょけど」とある生徒が述べていることからも見取ることができる。中村計（2007）p.120.
- 32)メルロ＝ポンティ、M.（竹内芳郎・小木貞孝訳）（1967）p.246.
- 33)メルロ＝ポンティ、M.（竹内芳郎・小木貞孝訳）（1967）p.233.
- 34)メルロ＝ポンティ、M.（竹内芳郎・小木貞孝訳）（1967）p.233.
- 35)例えば片岡は、スポーツに関わる子どもたちが、体罰を伴った指導によって勝利を得た場合、その体罰指導者に感謝し、結果的に体罰を容認していくようになると述べている。片岡暁夫（1992）Ⅱ現代社会とスポーツ倫理、1.スポーツと暴力。体育原理専門分科会編。スポーツの倫理。不昧堂出版。pp.67-80.
- 36)遠藤卓郎（2005）ボディワークの授業から：内側からの体育に向けて。大学体育研究、27。pp.11-29.
- 37)遠藤卓郎（2005）p.27.
- 38)遠藤卓郎（2005）p.29.
- 39)もちろん、このことを論じるためには、さらに詳細な検討が必要となる。
- 40)本考察に関連して、以下の拙稿も参照されたい。坂本拓弥（2013）「体育教師らしさ」を担う身体文化の形成過程：体育教師の身体論序説。体育学研究。58(2)。pp.505-521.

第IV章 総合的考察

本研究は、まだ完結に至ってはいない。しかし、3つの異なる視点からの検討を経たことにより、我が国の運動部にはなぜ暴力的行為が存在し続けるのかを明らかにする端緒は開かれたのではないだろうか。

歴史的視点からの検討では、これまで流布されてきたミリタリズム起源説は、広く一般化して考えることは危険であることが示唆された。その点を押さえた上で、異なる世界が展開されていた戦前の教育制度の枠組みに対応した、各々の学校教育機関における運動部活動の変化をより詳細に、かつ実証的に検討していく必要性が認識された。

教師の成長という視点からの検討では、未熟であるがゆえに体罰を行使してしまうという理解では現実を説明できないことが改めて確認されるとともに、教職経験の積み重ねの中で、教師が捉える体罰の機能に変化が生じている可能性が示唆された。現職教師に対する直接的アプローチは極めて難しい状況にあるが、今後、教師自身の内面に迫る企てにより、この可能性の検証が求められるところである。

体育教師の身体論という視点からの検討では、体育教師の体罰はなぜなくなるのかという問いに対して、それが運動部活動における身体化された習慣として機能しているからであるという回答が提示された。もちろん、このような体罰の再生産はこれまでに指摘されてきたが、本研究から導かれたことは、体育教師の身体に着目するという、体罰問題に取り組むための新たなアプローチの可能性である。今後は、従来の議論には欠けていたこの視点を、運動部における暴力を導いている複雑な諸相の中にどのように位置づけていくかがさらに考えられなければならないであろう。

なお、当初計画されていた旧制高等学校と対比されることの多い英国のパブリック・スクールとの国際比較については、資料収集が3月中旬にまで及んだため、この報告書の中に整理された形でその結果をまとめることができなかった。しかしながら、教師が主導で進められているパブリック・スクールの課外活動と対比した時、教師がほとんど関与しなかった旧制高校の運動部には暴力が存在せず、戦後、体育教師が運動部に深く関わるようになってからかかる行為が問題視されるようになったことは皮肉としか言いようがない。

これらの様々な要因の関連を詳細に検討していくことで、我が国の運動部になぜ暴力行為が存在し続けるのかが、徐々に明らかにされていくと考えられる。

本研究と関わる研究成果の発表

- 1) 坂本拓弥 (2013) 「体育教師の体罰・暴力問題—なぜ、体育教師の体罰はなくなるのか—」日本体育・スポーツ哲学会第35回大会特別シンポジウム。
- 2) 鈴木秀人 (2013) 「英国の学校体育裏面史—パブリック・スクールにおける『身体訓練』からの脱却の時期とその背景」日本体育学会第64回大会。
- 3) 鈴木秀人 (2014) 「運動部における体罰のルーツを問い直す」体育科教育、62巻3号、pp. 68-71.